令和4年度

さくら市再生可能エネルギー利用機器設置費補助金の申請手順

代行業者様が手続きされる場合にも、申請者へ本内容を必ずお知らせください。

【問】さくら市生活環境課 ☎028-681-1126

- ○さくら市は設置前に補助申込みが必要です。設置後の申込みはできません。
- 〇受付は4月1日(金)から先着で開始し、<u>予算金額(450万円)がなくなり次第受付終了</u>となります。 (前日までの受付状況はさくら市ホームページで確認できます。)
- 〇設置工事開始前と設置工事完了後に、設置工事の状況を確認するため現地訪問のうえ住宅全体や設置箇所等の写真撮影作業を行いますのでご協力お願いします。(太陽光発電システムにおいては、お留守の場合にも作業させていただきますのでご了承ください。)

【対象機器と補助額】

- 1) 住宅用太陽光発電システム 1 kW当たり2万円※(上限8万円)
- 【対象機器】 太陽電池の最大出力の合計値が 10kW未満であるもの
 - 電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
 - ・未使用のもの
- 2)ペレットストーブ 本体価格及び設置工事費の合計額の 1/2※(上限5万円)
- 【対象機器】・バイオマスペレットのみを燃料として使用する室内暖房器具 (薪とペレットの両方を燃料とする機器は対象外となります。)
 - ・未使用のもの

(※1,000円未満の端数は切り捨て)

①補助金申込

再生可能エネルギー利用機器を設置する前に、補助金申込みをしてください。 設置工事は、補助金受付通知書が届いてから着工してください。

【補助金申込の際の提出書類】

- •補助金申込書(様式第1号)
- ・対象機器の設置に係る経費の内訳(機器費用及び工事費用)が明記されている契約書又 は見積書の写し
- 対象機器の形状、メーカー名、型番、規格等がわかるカタログの写し
- 設置工事着手前の写真(住宅全体と設置予定箇所)
- ・ 位置図(住宅地図等、住宅の場所がわかるもの)
- 平面図

住宅用太陽光発電システムにおいては、屋根上のパネルの配置がわかるものペレットストーブにおいては、間取り図等で設置箇所がわかるもの

- ・申込者の<u>さくら市税完納証明書</u>(申込み時住所がさくら市以外の方でも、さくら市税の未納がないことを確認するためです。)
- 対象機器の設置に係る建物等が自己所有でないときは、建物等所有者の承諾書

注 意

- 1. 受付開始日は令和4年4月1日(金)、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)、受付場所は市役所第2庁舎1階の生活環境課です。
- 2. すでに設置してある機器は補助対象外となります。また、受付通知書受領前に設置工事に着手してしまった場合、補助金の交付はできません。
- 3. 提出書類に不備等がある場合は、すべての書類が整った時点での受付となります。
- 4. 提出は郵送も可能ですが、生活環境課到着日の窓口終了後の受付となりますので、日数に余裕を持って 投函してください。また、折り返しご連絡をさせていただく場合がありますので、ご連絡先等を適宜明記 願います。なお、電話やファックス、メールによる申込みはできません。
- 5. 補助の条件等
 - ・自ら居住する市内の住宅(併用住宅を含む)へ設置する方。(現在、市外にお住まいの方は、設置後 一年以内に設置場所に住居することが補助金交付の要件となります。)
 - ・令和5年3月24日(金)までに設置工事を行い、実績報告書(様式第4号)を提出できる方。
 - ・市税の滞納がない方。
 - ・補助金の申込者、機器設置者、設置費用支払者、東京電力の契約者(住宅用太陽光発電システムの場合のみ)、補助金の支払口座名義等はすべて同一人名での手続きが必要です。
 - ※本補助金の交付は、補助対象機器ごとに一度限りとします。 (申請者、設置住宅とも)

②設置工事着工

補助金申込書の内容を審査の上、補助要件に該当する方に対し、約2週間後に補助金受付通知書と実績報告書の様式を送付します。補助金受付通知書が届いたら、設置工事を行っていただいて結構です。

設置工事後の実績報告の期限は令和5年3月24日(金)です。

注意

補助金受付通知書受領後に補助金申込書の内容を変更する場合は、変更等承認申請書(様式第3号)を 提出してください。ただし、<u>補助金額に係る変更においても補助金額の増額はできません。</u>なお、設置を 中止するときも同様に届出が必要です。

③実績報告

設置工事の終了後、速やかに実績報告をしてください。

提出期限は令和5年3月24日(金)(必着)です。

【交付申請の際の提出書類】

- 実績報告書(様式第4号)
- 補助金受付通知書の写し
- 設置工事費の領収書の写し(領収書に再生可能エネルギー利用機器以外の工事費用を含んでいる場合は領収内訳書の写しも必要です)
- ・再生可能エネルギー利用機器の設置状態を示す写真 家屋全体のほか、
 - →住宅用太陽光発電システムにおいては、パネル、パワーコンディショナー、売電メーター(住宅の付属家等に設置の場合は、設置場所、家屋との連繋点の写真も必要)
- →ペレットストーブにおいては、ストーブ設置状況、煙突(屋内、屋外両方)
- ・更に、住宅用太陽光発電システムにおいては、東京電力との間で締結を交わした 「電力受給契約申込書」の写し又は、「接続契約のご案内」の写しを提出して下さい。

注意

- 2. 補助金交付請求書は同時に提出できません。

4)交付請求

交付申請内容を審査の上、審査要件に合致すれば額の確定を行い、補助金額を確定します。約2 週間後に額の確定通知書と額の確定指令書、補助金交付請求書の様式を送付しますので、速やか に補助金交付請求をしてください。

【交付請求の際の提出書類】

- •補助金交付請求書(様式第7号)
- ・額の確定通知書(様式第5号)の写し
- ・額の確定指令書(様式第6号)の写し

⑤補助金振込

請求書の提出から約1ヶ月後に補助金を指定の口座に振込みます。振込み後に振込み通知書と 定期報告書用紙を送付します。

⑥定期報告

・住宅用太陽光発電システム 設置後、2年間発電量等の報告をお願いします。10月~3月分については毎年4月10日まで、4 月~9月分については毎年10月10日までに提出をお願いします。

・ペレットストーブ

設置後、2年間ペレット使用量の報告をお願いします。 毎年5月末に、前年度分使用量の報告をお願いします。